

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務

東部地区納入分

ア	複写機（白黒 低速機）	7 台
イ	複写機（白黒 中速機）	8 台
ウ	複写機（白黒 中高速機）	2 台
エ	複写機（白黒 高速機）	1 台
オ	複写機（カラー 黒低速機）	28 台
カ	複写機（カラー 黒中速機）	1 台

中部地区納入分

キ	複写機（白黒 低速機）	7 台
ク	複写機（白黒 中速機）	2 台
ケ	複写機（白黒 中高速機）	1 台
コ	複写機（白黒 高速機）	2 台
サ	複写機（カラー 黒低速機）	10 台

西部地区納入分

シ	複写機（白黒 低速機）	5 台
ス	複写機（白黒 中速機）	3 台
セ	複写機（白黒 中高速機）	1 台
ソ	複写機（カラー 黒低速機）	12 台
タ	複写機（カラー 黒中速機）	2 台

東、中、西部地区納入分

チ	複写機（広幅機（A0））	1 台
ツ	複写機（広幅機（A2））	2 台

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複写機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書（機種区分別・地区別入札台数）による。

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日まで

ただし、平成 20 年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成 19 年 5 月 1 日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

複写機 1 台当たりの月額賃貸料及び複写に係る片面 1 枚当たりの保守料の単価（小数点以下第 2 位まで

を記載することができる。)を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち事務・OA機器又はリース、レンタルに係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年2月20日(火)午後4時までに4(2)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成19年2月6日(火)から同年3月22日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室

4 入札手続

- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中化推進室
電話 0857-26-7497
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に係る問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成19年2月6日(火)から同年3月9日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間に交付する。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
平成19年3月5日(月)午後1時30分
鳥取県庁第23会議室(鳥取県庁第二庁舎7階)
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
平成19年3月22日(木)
東部地区納入分
ア 複写機(白黒 低速機) 午前9時00分
イ 複写機(白黒 中速機) 午前9時20分

ウ	複写機（白黒 中高速機）	午前9時40分
エ	複写機（白黒 高速機）	午前10時00分
オ	複写機（カラー 黒低速機）	午前10時15分
カ	複写機（カラー 黒中速機）	午前10時30分

中部地区納入分

キ	複写機（白黒 低速機）	午前10時45分
ク	複写機（白黒 中速機）	午前11時00分
ケ	複写機（白黒 中高速機）	午前11時15分
コ	複写機（白黒 高速機）	午前11時30分
サ	複写機（カラー 黒低速機）	午前11時45分

西部地区納入分

シ	複写機（白黒 低速機）	午後1時15分
ス	複写機（白黒 中速機）	午後1時30分
セ	複写機（白黒 中高速機）	午後1時45分
ソ	複写機（カラー 黒低速機）	午後2時00分
タ	複写機（カラー 黒中速機）	午後2時15分

東、中、西部地区納入分

チ	複写機（広幅機（A0））	午後2時30分
ツ	複写機（広幅機（A2））	午後2時45分

鳥取県庁第23会議室（鳥取県庁第二庁舎7階）

郵便等による入札書の受領期限は、アからツまでに掲げる借入物品すべてについて、平成19年3月20日（火）午後5時までとする。

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年3月9日（金）午後4時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札説明書に示す方法に従って計算した年間賃借料（以下「年間賃借料」という。）及び入札説明書に示す複写見込枚数に複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価を乗じて計算した年間保守料（以下「年間保守料」という。）の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、4の(6)の入札区分毎に会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で年間賃借料及び年間保守料の合計額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した借入物品等に係る平成19年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance business of copying machines,

- a. Black and white low speed machine (East region) , 7 set
- b. Black and white middle speed machine (East region) , 8 set
- c. Black and white a little high speed machine (East region) , 2 set
- d. Black and white high speed machine (East region) , 1 set
- e. Color low speed (black) machine (East region) , 28 set
- f. Color middle speed (black) machine (East region) , 1 set
- g. Black and white low speed machine (Central region) , 7 set
- h. Black and white middle speed machine (Central region) , 2 set
- i. Black and white a little high speed machine (Central region) , 1 set
- j. Black and white high speed machine (Central region) , 2 set
- k. Color low speed (black) machine (Central region) , 10 set
- l. Black and white low speed machine (West region) , 5 set
- m. Black and white middle speed machine (West region) , 3 set
- n. Black and white a little high speed machine (West region) , 1 set
- o. Color low speed (black) machine (West region) , 12 set
- p. Color middle speed (black) machine (West region) , 2 set
- q. Wide format machine (A0) , 1 set
- r. Wide format machine (A2) , 2 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 4 : 00

PM. 9, March, 2007

(3) Time—limit for submission of tenders

- a. 9 : 00AM. 22 , March , 2007
- b. 9 : 20AM. 22 , March , 2007
- c. 9 : 40AM. 22 , March , 2007
- d. 10 : 00AM. 22 , March , 2007
- e. 10 : 15AM. 22 , March , 2007
- f. 10 : 30AM. 22 , March , 2007
- g. 10 : 45AM. 22 , March , 2007
- h. 11 : 00AM. 22 , March , 2007
- i. 11 : 15AM. 22 , March , 2007
- j. 11 : 30AM. 22 , March , 2007
- k. 11 : 45AM. 22 , March , 2007
- l. 1 : 15PM. 22 , March , 2007
- m. 1 : 30PM. 22 , March , 2007
- n. 1 : 45PM. 22 , March , 2007
- o. 2 : 00PM. 22 , March , 2007
- p. 2 : 15PM. 22 , March , 2007
- q. 2 : 30PM. 22 , March , 2007
- r. 2 : 45PM. 22 , March , 2007

(Time—limit for submission of tenders by registered mail: 5 : 00PM. 20, March, 2007)

- (4) Contact Point for the notice : Central Processing Office, Bureau of Finances and Accounts, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1—220 Higashi—machi Tottori—shi 680—8570 Japan TEL : 0857—26—7497